

消費税の確定申告をされる方へのお知らせ

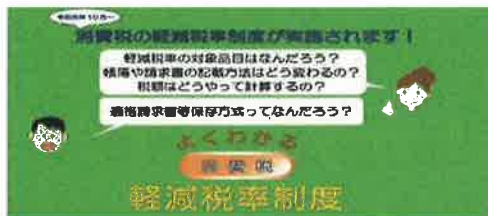
消費税の軽減税率に関する説明会を、各税務署で開催しています

各税務署において、令和元年10月から実施された軽減税率制度の概要や、記帳から確定申告書の作成方法についての説明会を開催していますので、ぜひご参加ください。
なお、説明会の開催日程については、国税庁ホームページでご確認ください。

「国税庁動画チャンネル」に、軽減税率の動画を掲載しています

YouTubeの「**国税庁動画チャンネル**」に、消費税の軽減税率に関する動画を掲載しています。

いつでも、どこでもアクセスできますので、各税務署で開催している説明会に参加できない方や、軽減税率制度の内容を確認したい方など、ぜひお気軽にご覧ください。



国税庁動画チャンネルはコチラ⇒



申告書を作成する際、「区分経理をした帳簿」が必要になります

令和元年10月から「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」の譲渡を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率対象品目の取引がある場合、確定申告に当たっては、**区分経理をした帳簿**※1が必要になります。

なお、区分経理をした帳簿から転記等を行った「**課税取引金額計算表**」※2（簡易課税制度の適用がある方は、「課税取引金額計算表」の売上（収入）部分）を記載して準備しておくこと、確定申告書の作成がスムーズになります。

※1 区分経理をした帳簿とは、令和元年9月30日以前の税率と令和元年10月1日以降の軽減税率8%と標準税率10%を区分して記帳した帳簿のことです。

※2 「課税取引金額計算表」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。



計画的な納税資金のご準備をお願いします

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。

このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率により計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、**確定申告時の納付額が増加します**ので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

消費税に係る各種お問合せ先

キャッシュレス・消費者還元事業に関するお問合せ先

中小・小規模事業者の方のキャッシュレス・消費者還元事業に関するお問合せは、「ポイント還元問合せ窓口（中小・小規模事業者向け）」で受け付けております。

※ 中小・小規模事業者とは、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者をいいます。また、このほかにも、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので、詳細についてはホームページをご覧ください。

ナビダイヤル 0570-000-655 【受付時間】10:00~18:00（土日祝除く）

URL <https://cashless.go.jp>

ホームページはコチラ→



転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関するお問合せ先

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」で、①転嫁に関するお問合せ、②広告・宣伝に関するお問合せ、③消費税総額表示に関するお問合せ、④便乗値上げに関するお問合せのほか、軽減税率制度の概要に関するお問合せを受け付けております。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

フリーダイヤル 0120-200-040（無料） 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

ナビダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <https://www.tenkasoudan.go.jp>

ホームページはコチラ→



軽減税率制度に関するお問合せ先

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

フリーダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、所轄の税務署にお電話いただき、ガイドンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」を押す。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しております。

軽減税率制度に関する情報は、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

各税務署において、軽減税率制度に関する説明会を実施しております。

説明会の開催日程についても特設サイトに掲載しております。

特設サイトはコチラ→



消費税に関する一般的なご相談（軽減税率制度以外）を希望される場合は、「電話相談センター」をご利用ください。

電話相談センターは、所轄の税務署にお電話いただき、ガイドンスに沿って「1」を押すと、つながります。

なお、消費税（軽減税率制度を含む。）に関して、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難なご相談内容については、所轄の税務署にお電話いただき、ガイドンスに沿って「2」を押し、面接日時等を予約していただいた上で、税務署での面接によるご相談を受け付けております。

消費税の軽減税率制度対応

セルフチェックリスト

軽減税率制度の対応ができているか、以下の項目を参考にご確認ください。この様式は、税務署に提出する必要はありません。ご自身の確認のためにご使用ください。

ステップ1 軽減税率制度の基本的な内容は理解できていますか。

- 軽減税率の対象品目
- 帳簿及び区分記載請求書等の記載事項（区分経理）
→ チェックできなかった場合は **裏面A** をご覧ください

全てチェックできたら **ステップ2** へ

ステップ2 日々の業務で対応ができていますか。

- ご自身の取扱商品（売上げ・仕入れ）の適用税率の判定
- 取引（売上げ、仕入れ、経費）を旧税率 8%、軽減税率 8%、標準税率 10% に区分
※ 令和元年 10 月 1 日を含む（またぐ）課税期間の場合、上記のとおり、旧税率 8%、軽減税率 8%、標準税率 10% の 3 つに区分する必要があります。
- 税率ごとに区分した日々の記帳又は会計ソフトへの入力
→ チェックできなかった場合は **裏面B** をご覧ください


〔取引先等との関係で対応が必要な事項〕

- 売上げに軽減税率対象品目がある場合、区分記載請求書等を交付
→ チェックできなかった場合は **裏面C** をご覧ください
- 仕入れや経費に関し、区分記載されていない請求書等を受領した際の対応
→ チェックできなかった場合は **裏面D** をご覧ください

全てチェックできたら **ステップ3** へ

ステップ3 申告の準備はできていますか。

- 課税取引金額計算表（国税庁ホームページ掲載様式）などにより消費税に係る集計が可能又は会計ソフトから消費税に係る税率別の集計表が出力可能
→ チェックできなかった場合は **裏面E** をご覧ください
- 申告書（第1表・第2表）及び申告書付表の記載が可能
→ チェックできなかった場合は **裏面F** をご覧ください

対応	留意事項
A	<p>○ 制度の詳しい内容については、国税庁ホームページ（【URL】https://www.nta.go.jp）の軽減税率制度特設サイトに掲載されている「よくわかる消費税軽減税率制度」などの資料をご覧ください。 一般的なご質問等がある場合は、<u>消費税軽減税率電話相談センター</u>（軽減コールセンター）【電話：0120-205-553（無料）】にご相談ください。</p> <p>○ 幅広い事業者の皆様を対象に、<u>全国の税務署等で説明会を開催しております</u>ので、どうぞご参加ください。開催日程等は、軽減税率制度特設サイトに掲載し、随時更新しています。 また、<u>国税庁動画チャンネル「消費税 軽減税率制度特集」</u>に、制度内容を音声付きで説明している動画が掲載されていますので、説明会への参加が困難な方は、この動画をご覧ください。 動画へのアクセスはコチラ→ </p>
B	<p>○ 税率ごとに区分した日々の記帳又は会計ソフトへの入力できていないと、<u>ステップ3に進めません</u>。</p> <p>○ 一般的なご質問等は軽減コールセンターにご相談ください。具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難なご相談については、所轄の税務署への電話により面接日時等を予約していただいた上で、税務署での面接によるご相談を受け付けております。</p> <p>○ 日々の記帳方法等については、<u>無料の記帳指導等</u>をご案内しますので、所轄の税務署までご連絡ください（個人事業者の方に限ります。）。</p>
C	<p>○ 取引先の仕入税額控除のため、区分記載請求書等の交付が必要です。</p>
D	<p>○ 仕入先等から交付された請求書等に所定の事項を追記する必要があります。詳しくは、軽減税率制度特設サイトに掲載されている「よくわかる消費税軽減税率制度」などの資料をご覧ください。</p>
E	<p>○ 申告書等を作成するためには、取引に係る課否判定（課税・非課税・免税・不課税）を行った上で、課税取引についてステップ2に記載の3つに区分し、<u>年間合計金額を集計</u>する必要があります。</p> <p>○ <u>課税取引金額計算表</u>は個人事業者向けの様式ですが、法人の事業者の方もご利用いただけます。</p>
F	<p>○ 申告書の書き方の概要については、軽減税率制度特設サイトに掲載されている「消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告ガイド」などの資料をご覧ください。</p>

○ 軽減税率制度に関連したお問合せ先

キャッシュレス・消費者還元事業に関するお問合せ先

中小・小規模事業者の方のキャッシュレス・消費者還元事業に関するお問合せは、「ポイント還元問合せ窓口（中小・小規模事業者向け）」で受け付けております。

※ 中小・小規模事業者とは、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者をいいます。また、このほかにも、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので、詳細についてはホームページをご覧ください。

ナビダイヤル 0570-000-655 【受付時間】10:00~18:00（土日祝除く）

URL <https://cashless.go.jp>

[ホームページはコチラ](#)→ 

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関するお問合せ先

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」で、①転嫁に関するお問合せ、②広告・宣伝に関するお問合せ、③消費税総額表示に関するお問合せ、④便乗値上げに関するお問合せのほか、軽減税率制度の概要に関するお問合せを受け付けております。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

フリーダイヤル 0120-200-040（無料） 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

ナビダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <https://www.tenkasoudan.go.jp>

[ホームページはコチラ](#)→ 